

令和7年6月（第6回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（11名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	10番	富永 芳弘
11番	下山 和之	13番	吉田 一浩
14番	松本 三千輝（会長）		

4. 欠席委員（3名）

3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
12番	吉村 武幸		

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について
日程第8	令和7年 第7回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

農地係長	松本 まゆみ	主査	井 敦子
主査	堀田 章一郎		

7. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和7年第6回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、3番坂上孝司委員、4番里見勝則委員、12番吉村武幸委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中11名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

5番北野洋一委員、10番富永芳弘委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第2号を説明》

(議長)
只今、報告第2号 農地の使用貸借権の合意解約について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第3号を説明》

(議長)
只今、報告第3号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第1号を説明》

(議長)
只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

6月1日に石川推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・耕耘機を所有しております問題ありません。

主に生産される作物はミニトマトで、申請地にはミニトマトを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数50年、年間200日、長女が経験年数1年、年間200日、次女が経験年数5年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、5, 676m²ですので問題ないかと思います。

地域との調和につきましては、元々隣接地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番について、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための許可申請につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、12番吉村武幸委員に調査をいただいておりますが、本日は欠席ですので、7番西村誠志委員に補足説明をお願いします。

(7番委員)

代読いたします。6月2日に坂野則昭推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、譲受人が資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ha未満の区域内にある第2種農地となっており、他に適当な土地もないことから、転用の見込みはあると思います。

次に、一般基準について申し上げます。

資力・信用についてですが、特に問題はありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

他法令につきましては、盛土規制法が該当しますが、県に届出が済んでおりますので、見込みはあると思います。

周囲の大部分は資材置場用地と太陽光発電施設用地ですので、他の農地に及ぼす影響もないと考えています。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、西村誠志委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、11番下山和之委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(11番委員)

6月4日に吉田鶴千代推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。今回の申請は、譲受人が個人住宅を建築する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、農地の広がりが10ha以上の区域内にある第1種農地ですが、隣接地は宅地であり、集落に接続していると考えられますので、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

他法令については、開発行為の申請をされています。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号2番について、下山和之委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、申請者より取下げがあっております。

次に、番号4番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

6月2日に石川浩推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が建築条件付売買予定地として宅地を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の公共施設などがある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

開発行為の申請をされていますので、他法令の見込みもあると思います。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号4番について、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、使用貸借権設定の部 番号1番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

6月2日に石川浩推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、借人が個人住宅を建築する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、農地の広がりが10ha以上の区域内にある第1種農地ですが、隣接地は宅地であり、集落に接続していると考えられますので、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

開発行為の申請をされていますので、他法令の見込みはあると思います。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

それでは、賃借権設定の部についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、所有権移転の部 番号1番につきまして、10番富永芳弘委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(10番委員)

報告いたします。

5月23日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、舛田委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」が行われました。会議内容について、舛田委員からの連絡を基に、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・麦・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は1町5反ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が耕作していた農地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、促進計画で地域計画の担い手に位置付けられているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひ致します。

(議長)

只今、番号1番について、富永芳弘委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、番号2番につきまして、8番守江勉委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(8番委員)

報告いたします。

5月23日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、三井推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・麦・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は4町5反ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が耕作していた農地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、促進計画で地域計画の担い手に位置付けられているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひ致します。

(議長)

只今、番号2番について、守江勉委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、番号3番につきまして、8番守江勉委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(8番委員)

報告いたします。

5月23日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、三井推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・麦・大豆・スイカを中心に熊本市で農業経営を行っており、耕作面積は5町3反ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が耕作していた農地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、促進計画で地域計画の担い手に位置付けられているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひ致します。

(議長)

只今、番号3番について、守江勉委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8 令和7年第7回委員会の日時について申し上げます。

次回は7月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては終了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員